

【麓山地区立体駐車場】
 駐車料金 無料対象者名簿

利用施設	中央公民館 ・ 公会堂		
利用日時	年 月 日 (: ~ :)		
団体名			
利用者番号		駐車場利用人数	名
代表者	氏名： 連絡先：		

郡山市麓山地区駐車場条例第5条第2項第2号の規定に該当する者は、次のとおりです。

No.	氏名（フルネーム）	車両ナンバー
1		—
2		—
3		—
4		—
5		—
6		—
7		—
8		—
9		—
10		—
11		—
12		—
13		—
14		—
15		—
16		—
17		—
18		—
19		—
20		—

No.	氏名（フルネーム）	車両ナンバー
21		—
22		—
23		—
24		—
25		—
26		—
27		—
28		—
29		—
30		—
31		—
32		—
33		—
34		—
35		—
36		—
37		—
38		—
39		—
40		—

※駐車券には何も記入しないでください。

※裏面の注意事項をお読みください。

※記載いただいた個人情報は、麓山地区立体駐車場における駐車料金の無料処理にのみ利用し、それ以外の業務では利用いたしません。

立体駐車場料金無料処理の流れ

- ① 代表の方は、この名簿と名簿に記入したナンバーの駐車券を揃えて窓口提出してください。
- ② 窓口にて、名簿と駐車券を確認します。
- ③ 窓口で確認した駐車券をお返ししますので、窓口脇の端末で処理してください。
- ④ 出庫時、出口ゲートで処理した駐車券を入れると無料で出られます。

～注意事項～

- こちらの名簿は、立体駐車場を2時間以上ご利用の方のみご記入ください。
(2時間以内の利用の方、中央公民館敷地内駐車場ご利用の方は無料処理は不要です。)
- 無料処理は、施設利用時間中いつでも可能ですので、休憩時間などに無料処理いただくとスムーズです。
- 駐車券には何も記入しないでください。
立体駐車場から車を出すことが出来なくなる可能性があります。
- 無料処理した駐車券は、もう一度端末に入れるとエラーとなり、駐車券が出てこなくなりますのでご注意ください。無料処理したか分からなくなってしまった場合は、窓口にご確認下さい。
- 駐車券を紛失した場合は、立体駐車場1階の管理事務所で再発行の手続きをお願いします。
- 駐車券を再発行した場合、無料処理を行う必要がありますので、駐車料金を支払わずに、再発行された駐車券を中央公民館窓口までお持ちください。事前精算してしまうと無料処理ができませんし、料金もお戻しできません。